

第3回 釧路地域6市町村合併協議会住民生活小委員会

○日 時 平成16年10月4日(月) 午後1時30分から

○場 所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

○出席者(11名)

副委員長 草 島 守 之

委 員 矢 野 忠 治

小笠原 和 子

松 岡 尚 幸

角 田 精

山 下 恵 子

森 田 正 男

武 藤 浩 史

山 田 忠 孝

七 里 信 三

荻 原 秀 一

○欠席者(1名)

委員長 村 田 仁 美

1 . 開会

草 島 議 長： 皆様ご苦勞様でございます。本日はお忙しい中、出席をいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より「釧路地域4市町合併協議会第3回住民生活小委員会」を開催させていただきます。

村田議長が都合により欠席となりましたので、規定に基づきまして副委員長の私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は総数12名の内11名の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので会議は成立しております。

また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は阿寒町の角田精委員、音別町の荻原秀一委員の2名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

なお、本小委員会につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

2 . 協議事項

草 島 議 長： それでは早速議事に入りたいと思いますが、はじめに協議事項(1)「調整方針修正案の確認について」でございますが、前回の小委員会において資料を再提出することになっておりました【14-01-01-04】「ごみ処理手数料」の項目について事務局より説明願います。

事 務 局： 説明の前に発言を許していただきたいと思えます。前回の小委員会におきまして、ごみ袋の容量などの説明に当たり一部誤解を招く説明があり、阿寒町の委員の皆さん、また阿寒町の皆さんにご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。本日新たな説明資料を用意いたしましたので、ご協議の程よろしく願いいたします。

それでは、協議事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。はじめに事前に配布させていただいた「住民生活小委員会第3回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案」と「阿寒町におけるごみ処理手数料負担の詳細分析」、「別紙3 協定書整理案」、さらに本日配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」でございます。資料に不足がなければ調整方針修正案の説明に入らせていただきます。

会議資料2ページの協議事項の(1)「調整方針修正案の確認」につきましては、前回の第2回小委員会におきまして、資料の配布と合わせて、確認を求められた項目でございます。「別紙2 調整方針修正案」をご覧ください。

基本的には前回ご提示いたしましたごみ処理手数料の4市町協議における調整内容をご提示しております。併せて、2枚目以降に阿寒町におけるごみ処理手数料負担の詳細分析資料を付けさせていただきました。これにつきましては環境専門部会の方から説明させていただき、委員皆様のご議論をいただければと考えております。

(環境専門部会より別紙2「阿寒町におけるごみ手数料負担の詳細分析」について説明)

環境専門部会： 2.5 円の根拠でございますが、基本的に全道の有料化した先進都市を見ますと大体かかる費用の20%から30%をご負担いただく算出の仕方をしておりますので、これを参考に釧路市も同様の考え方で原価を算出し、平成18年度以降ですが、1kg当たり45.8円に対して25%を掛けた場合、それから30%を掛けた場合を出しました。25%を掛けた場合、0単価に戻しますと1kg当たり11.5円ですので、これに0.2を掛けますと0当たりの単価は2.3円となります。この2.3円を40lに掛けますと91.6円となるわけでございますが、端数を補正した結果、基本的に0当たりの単価は2.5円となり、40lは100円と調整をさせていただきました。以上でございます。

草島議長： ただ今、事務局から説明がありました協議事項(1)「調整方針修正案」についてご質問、ご意見はございませんか。

武藤委員： 今回の算出根拠のところですが、掛かる費用の何%という形で算出されるということでしょうか。それが全道的に他の地域においても同じような出し方をしているということは理解出来ます。ただ、その掛かる費用というのは、現行のごみ処理料に対する掛け率だと思いますので、今後ごみが増えても減ってもその比率で行われるというふうに理解してよろしいのでしょうか。と申しますのは、もちろん4市町の中で何らかの基準を作らなければいけないので、こういった算定基準を明確にして作るということは、非常によいやり方だと個人的には思います。しかしながら、この前提として次のページに細かく書いてある内容の分別をするというところにおいて、ごみの分別は個々の良心に関わってくる問題でもありますが、これが逆にうまく行かないと大変な手間が掛かることとなります。例えばその基準どおりにごみを出さない人がたくさんいたり、あるいは山にごみを捨てに行くなどということになりますと逆に処理に係る経費負担が大きくなってしまいます。この辺りについては前段から論議をしておりますごみ収集体制をどうするかといったことでコストダウンに結びつくのではないかと考えられますが、逆にこういった余計な手間が増えることによるコストアップということも考えられます。ですからそれらを踏まえて、状況によって何%という掛け率の数字を何年かに1度は見直す方向で考えているのでしょうか。

環境専門部会： 基本的には委員がおっしゃるような考え方は、一般的に公共料金の考え方

として正しいと思いますけれども、今回の場合は他都市のやり方に合わせた部分がございます、平成14年度決算を基にいたしまして新たに今後増える部分、確定している部分だけを原価の要素に加えました。1番大きいのが、平成18年度以降のごみ処理施設の償却に係る負担金で、平成32年までの15年間分が確定しておりますので、この部分と平成15年から稼動しております新処分場の償還元金だけをこの中に入れております。ですから本来でいくともっと色々なものが入ってくる可能性があります、以上申し上げました部分だけを入れて算定しております、これを3年後、5年後に見直すという考えは現時点では持っておりません。ただし一般的にはそういった算定期間を作って見直すという考え方は正しいのではないかと考えております。

草島議長： 3年後、5年後に見直しは考えていないと言いつつも、減量化が進むと自ずと住民からごみ処理に係る単価変更の要求は出てくるのではないかと思います。現時点では考えていないということではありますが、社会状況の変化に伴い一定程度、料金体系の改正というものは考えられないということではないということですね。

環境専門部会： そうです。

武藤委員： 分かりました。例えばごみを分別するという事は住民側にも努力を求めるということです。先ほどの良識の問題ということも含めまして、それが今後上手く浸透していかなければこの問題は解決しないのですが、上手く浸透していけば、住民の努力によってコストダウンされることにも繋がります。それから前回、小笠原委員がおっしゃったようにごみの仕分けにしても今後見直す可能性があるという点はここで確認しておきたいと思います。前回の委員の意見はこの段階ではまだ反映されていないと思うのですが、やはりより良い資源化のために色々な意味で法律等の改正があり得るのではないかと思います。それから住民の努力で、あるいは職員の努力の中でこれが下げられたのであればその数字を出して議会で議論していただける方向が行政としては大切ではないかと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

小笠原委員： 資源物の処理にはかなり費用が掛かるわけですから、こういった問題も含めてきちんと行政は情報提供をすべきではないかと思います。それから焼却炉の部分ですが、これが経費の中で算定されているかどうか確認したいと思います。

環境専門部会： そうです。

小笠原委員： 分かりました。

山下委員： 合併時に新たに資源物扱いとする布類は木綿だけでしょうか。例えば木綿でも 100%のものではなく混合されているものがありますが、そういうものは取り扱わないのでしょうか。

環境専門部会： 詳しいことは分かりませんが、基本的にはウエス（布）として利用出来る程度の木綿であれば大丈夫です。

森田委員： ただ今釧路市の基準値の出し方をお伺いしましたが、全道の市を対象に 20%から 30%という基準値を出したのか、あるいは全道の市町村全部を対象として基準値を出したのでしょうか。

環境専門部会： 全道の市レベルでございます。

森田委員： 分かりました。

角田委員： 前回私の方から質問しましたが、その中では負担の増にならないという話の中で容量の問題があったわけです。阿寒町は 45ℓ入りの袋でこれだけになり、釧路市は 40ℓの袋ですから上がるけれども、今まで有料であったものが無料になるということで、総体的には安くなるという説明であれば理解するのですが、そうではない説明であれば我々としては住民に説明が出来ません。合併時においてはあくまでも負担は少ないということが前提ですので、僅かな金額であっても増えるということになれば、住民にとっては大きな負担であり、給付は多く負担は少なくなるのが合併の前提であることからすれば金額的に住民は納得するのかどうかをもう 1 度事務局から説明をいただきたいと思えます。

環境専門部会： 先ほど説明いたしましたお手元の資料ですが、毎年度、組成分析を行うわけではなく、何年かに 1 回調べて出てきた数字でございまして、それが同じ割合で混入されているかということになりますとまだはっきり分からないのですが、こういったデータに基づいて無料化に出来るものは無料化の方向にするということと、先ほど武藤委員がおっしゃいましたが「住民の努力」という中でも負担を軽減していただきたいと思っております。

事務局： 私の方から併せて説明させていただきたいと思えます。ただ今角田委員からのご指摘の点につきまして、ごみ処理手数料は今回ご提案しています内容で計算いたしますと、阿寒町の住民の皆様方には同じ量のごみを 45ℓの袋から 40ℓに切り替えたことによって負担が増えるということが事実として出てくると思っております。その上で部会と事務局の中で、この資料を作る時の考え方として整理しましたのは、現状のごみの量だけを比べていくと負担が増えることとなりますが、ごみの排出そのものにつきましては、これから資源化に向けての住民の皆さんのご協力と行政としても努力を続けていくこと

が一方で求められることではないかということで、今回お示ししました資料でいきますと、今まで可燃物と不燃物に含まれていた資源物をどのように住民の皆様のご協力を得ながら減らしていくのかという点がポイントになると思います。もう1つは右側の(2)に記載しておりましたが、従前から資源物として扱っていた部分でも可燃物と不燃物に含まれていたものがございました。その2重の資源物の分別ということを住民の皆さんにご協力をいただき、新市になってからのごみ行政のあり方として、住民の皆さんに説明していく努力を一方でしながら、ごみ処理手数料についてご審議をいただくことが本日のポイントになるのではないかと考えております。そうしますと繰り返しますが、合併時のごみ処理手数料につきましては阿寒町の住民の皆様方の負担が増すことは事実としても、ごみの分別のご協力を是非お願いすることなどにより全体として負担を減らしていきたいと思っています。それは先ほど部会からもございましたように、釧路市、白糠町、音別町も同様でございます。

松岡委員：事務局から説明がありましたが、その中で見解が違うと思うのは阿寒町の住民だけが負担増になるという言い方ですが、これは違うと思います。合併した時点で阿寒町の料金体系に合わせると全市民の負担が多くなるということです。ですから阿寒町の住民だけではなく全市民に新市になったらこうなりますという説明をしなければならぬと思いますが、そのこのところをもう1度お話いただきたいと思っています。それと先ほど武藤委員からもありましたが、分別を進めるということにおいては住民の皆さんの協力なくしては出来ないことです。トータルでは負担は減るかもしれませんが手間は増えるわけです。白糠町だけではなく阿寒町でも不法投棄はたくさんあります。そういう中で市民がごみ拾い運動を始めたりしているわけですから、その分別収集の仕方において現在よりも住民の方々がより分別しやすい方法論なども早く提示しなければならぬと思います。こういう方法で進んでいきます、ごみの収集の仕方はこうなります、皆さんのごみの出し方はこうなりますということもこの協議会の中で検討して提案していかなければならぬと思います。合併を前提としているわけですから、協議会だけの協議ではなく、市民の皆さん全体に説明の出来る協議をしていかなければならぬのではないのでしょうか。

草島議長：まず1つには釧路市もそうですが新たな住民負担が生じるということです。ですから阿寒町の問題だけが議論の対象ではなく、全てに関して言えることです。確かに料金問題もそうですが、分別の徹底と言いますか、分別収集の理解を深める上でもう少し具体的に住民の方々にどういうふうに理解いただき、協力をいただくのかといったその辺りについてどのように考えているのでしょうか。

環境専門部会：釧路市の場合は来年4月1日から有料化を控えて住民懇談会を既に開いて

おり、新聞等にも載っておりますが来月から分別のルールブック、これは電話帳を想像していただきたいのですが、そういうものの他に具体的なごみの出し方や写真を載せた資料を現在作っております。既に事務レベル段階では何度かお話しておりますが、合併した時にはそれぞれ可燃物・不燃物の違いや粗大ごみの修正などを改めて全戸に配布させていただいて、分別の徹底と資源化についての説明会を行うことになろうかと思っております。

草島議長： 今の説明だけでは何となくぼんやりとして分からない部分があって、実際に今作成されているものが目の前にあれば分かりやすくなるということはあるかもしれませんが、言葉だけでは想像しにくいかもしれません。

松岡委員： 今の説明は釧路市のことですが、それでは合併した時点で阿寒町、白糠町、音別町の住民の皆さんにはどういう対応をされるのでしょうか。阿寒町や白糠町に関してはやり方が変わるわけです。新しくなるところは意外とすんなりと入っていけるかもしれませんが、現行有料化を行っている阿寒町と白糠町の住民の皆さんにとってはやり方が変わるため、効果などについての説明をきちんとしていかなければならず、それは合併協議会が行わなければならないのではないのでしょうか。

事務局： 私どもの方で考えている手順では、今調整方針において事務事業の方針、考え方を整理していただき、この後、事務整理という形で詰めなくてはならないところが課題としてたくさんあるということは認識しております。また、合併に向かっての具体的な住民への周知ということにつきましても課題として認識を持っております。今の段階では各部会で具体的にこういった形で住民周知を行うかということまで詰まっていないところでございます。ですから釧路市ではこういったことを考え、各町ではこういったことを現状として取り組んでいるということをご紹介出来ますけれども、具体的にそのことがどのように周知されていくかということにつきましては、これから部会の中で協議して住民説明については間違いのないような形で取り組んでいきたいと考えております。

松岡委員： 今ここで議論するには限界があるということですか。

草島議長： 今言われた要望につきましては事務局の方でも十分に受け止めておりますから、これを踏まえまして住民説明に必要な資料の作成については、釧路市がたたき台になるのかどうかといったことも含めまして、その辺は考えているようです。そういった資料の作成、住民説明会の開催につきましては徹底してやっていかなければなりません、今の段階では具体的にお示し出来ないということですがよろしいでしょうか。

松岡委員： はい。

草島議長： 他にございませんか。

武藤委員： 詳細をここで議論するのは確かに難しいことではないかと思えます。今後決めたことをどのように進めていくかという方法論をここで議論することは難しいと思えますが、基本的なこととして押さえておかなければならない項目がいくつかあると思えます。新しい釧路市の中でここに提示されている分別方法によるごみ収集体制が、何月何日から全市統一で行うということは決まっているのですか。

環境専門部会： 基本的には調整方針に載っている以外の細かいところにつきましては、現在調整中でございます。収集回数にしましても、例えば週1回の所、釧路市のように週2回の所があります。このところを全部週2回にすべきなのか、それとも週1回で良いのか、この辺を近日中に専門部会、またもう1つ小部会みたいなものを作りまして具体的に詰めていく段階でございます。

武藤委員： その点は分かりました。基本的には収集の分類などは同じような体制で進めなければいけないと思えますので、収集回数など詰めるところがあるということでしょうか。スタートして料金体系も統一し、次に問題は先ほどから懸念しておりますように、今まで分別したことのないものを新市でこれを実行した時に生じるマイナス部分、逆に収集した側の収集体制の問題で、慣れればうまくいくということが前提だと思いますが、収集側にとっては、徹底されない場合は大変な負担増になるわけです。そういうことも発生するでしょうし、先ほど言われた週1回のところをもし週2回にすると、その経費も掛かってきます。このことが前々から議論しておりますごみの収集体制、経費の問題と繋がってくると思えます。職員の合理化を図ることで出来る限り速やかにごみの経費を抑えるということは前回は確認しておりますが、それが逆にこの体制を持ち込むことによって、そういったものが増えるということも考えられます。ですからその辺りは、増えてもスタートの段階ですから仕方のないことかもしれませんが、それが惰性的に増え続けるということは一番いけないことだと思います。全体として掛かる経費は下げなくてはならないのですから、この辺の問題についてはここで結論は出ませんが、色々と複雑な問題を踏まえておりますので十分新しい市でそれらの問題についてはより住民の負担が少なくなり、また収集体制は合理化を図れる方向で努力するという事は明確に謳うべきではないかと思えます。それから手数料を今後見直すかどうかという問題についても、例えば白糠町は小さな町ですから町内会単位という中である程度ごみ収集を徹底しています。そこで変な出し方をしますと町内会で気まずい思いをしますので、だから真面目に出さなくてはいけないということで、町内会によっては非常にきれいに捨てているところもあります。「住民との協働」と新市が謳っていることと関連してくるのですが、非常に良い町内会というのはまちのために住民が協力しているわけ

です。逆に真面目にやらない人たちは市に協力していないわけであり、行政と住民との協働をしていないこととなります。そうすると新市の協働参画型の体制を作る場合において、より協力をしている人たちは何らかの効用というものを評価してあげなくてはならない、それからそうでない人たちには何らかの形で罰しなくてはならないと思います。それらが統合されて1つの協働型社会がなされますから、そういった意味でそこまで議論することはおかしいことかもしれませんが、先ほど言いましたように、どういった表現にするかは事務局にお任せしますので、私としてはそういう表現を1つ入れていただくことを望みます。

草島議長： 今後、強い姿勢でごみ行政に臨んで欲しいという意見があったということで事務局をお願いします。

森田委員： この組成分析は、今武藤委員が言われましたが住民と行政の協働に基づいた推計だと思います。白糠町の場合は各町内会に衛生指導員がおりますが、有料化当時のごみを持っていった後には必ず残されたごみがありました。そうしますと環境衛生指導員は残されたごみ袋の中を開けて、それが町内会の誰なのか徹底して調べてきました。トータル的に見まして小委員会としては最後の※印の部分を大局的に論ずるべきだと思います。結果的に214円の効果というのは、つまり軽減されるだろうということではないかと思っています。あまりに難しい言葉を使うので理解出来ませんが、214円の効果があるということは、私は原則として賛成です。段々とそういう意見の方に持っていかなければまとまって行かないのではないのでしょうか。阿寒町が問題を提起されたというだけではなく、全体的に討議をしてこれだけの効果があるということの確認をしなければ私は解決しないと思います。

草島議長： 森田委員のおっしゃる通りでございます。この件につきましては他にどなたかご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

草島議長： ただ今、提案されました協議事項(1)「調整方針修正案」について、協議を終了したいと思います。ここまで提案された内容について確認をすることによってよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

草島議長： それでは、協議事項(1)「調整方針修正案について」は確認されました。続きまして協議事項(2)「合併協定項目案の検討について」事務局より説明願います。

事務局：協議事項の(2)「合併協定項目案の検討について」ご説明いたします。会議資料2ページでございますが、「合併協定項目案」につきましては、7月7日の合併協議会の全体会議で承認された「合併協定項目一覧」に従い、これまで4市町協議の中で検討・修正された調整方針の内容を盛り込んだものとなっております。他の委員会も同様でございますが、この小委員会で担任する協定項目について、別紙3の「協定書整理案」の中でお示ししている各項目の「合併協定項目案」について、その項目に盛り込む内容をご検討いただきたいと考えております。

なお、「合併協定項目案」につきましては、「ア」として記載しておりますとおり、それぞれの項目の後ろに「調整方針要約一覧」として、これまでの協議でまとまりました調整方針の内容を一覧の形でまとめておりますが、この一覧の中から住民に深く関わる項目を中心に「合併協定項目案」の中に盛り込んでいきたいと考えております。

また、「調整方針要約一覧」でございますが、ただ今申し上げましたとおり、これまで協議されてきた4市町の調整方針のうち、調整不要や合併前に廃止となる事業を除き、調整方針の内容を要約したものでございます。

この一覧のうち、「取り扱い区分」欄につきましては、新市でどのような対応になるのか分かりやすく示すことができるよう、4つの区分に分けて整理しております。1つは「現行のまま新市に引き継ぐもの」ということで、合併に当たっての対応がなく、現行が引き継がれる場合を集約させていただいております。また「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」及び「〇〇市(町)の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」の内容につきましては、現行の制度や事業を新市全体に適用する場合、「新市において廃止するもの」の内容につきましては、現行の制度や事業を合併にあたって廃止する場合、「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」の内容につきましては、新市全体に適用するか否かを合併後に検討する場合の4つに区分して整理しております。

また、「調整方針要約一覧」に係るその他の注釈事項では、「a」といたしまして、1つの調整項目で内容が多岐にわたる場合は、複数の「取り扱い区分」に分割して掲載していること、「b」といたしまして、小委員会が担任する調整項目につきましては、「合併協議会項目番号」欄を網掛け表示していること、「c」といたしましては「調整を必要とする事項」欄は、調整の方向がよく分かるよう調整方針の内容や補完する事項を要約して掲載していること、また、「d」といたしまして、「合併協定項目(案)」に盛り込む内容については、「事業や施設等の名称」及び「調整を必要とする事項」欄に下線で表示しているところでございます。

以上、資料の内容についてご説明させていただきましたが、当小委員会におきましてはこれらの資料をもとに、まず「調整方針要約一覧」の「調整を要する事項」欄の記述内容についてご確認をいただいた上で、「合併協定書」に盛り込む項目などについてご検討をいただきたいと考えております。なお、本日も提案しております「合併協定書案」の中には、6市町村時に協議した

「先行調整項目」については、すべて盛り込む形で整理させていただいているところでございます。

以上、「合併協定項目案」の検討に当たりまして、基本的な考え方を説明させていただきましたが、次に別紙3をご覧くださいと存じます。表紙にございます特記事項として記載をいたしておりますが、ご審議をいただく協定項目といたしまして、本小委員会が所管しておりました調整方針修正案のうち、【08】「地方税の取扱い」、【23-01】「保険事業の取扱い／国民健康保険事業」、【25-05】「その他の事務事業の取扱い／ごみ・し尿処理事業」の3協定項目は協定書記載文案を含めてご審議いただきたいと思っております。続きまして、9ページにあります【05】「財産・基金等の取扱い」、11ページにあります【14】「組織機構の取扱い」、14ページにあります【15】「行政委員会の取扱い」、16ページにあります【16】「附属機関等の取扱い」、17ページにあります【17】「一部事務組合・公社等の取扱い」、18ページにあります【18】「公共団体等の取扱い」、26ページにあります【19】「使用料、手数料等の取扱い」、31ページにあります【20】「補助金、交付金等の取扱い」、35ページにあります【25-01】「電算システム事業」、37ページにあります【25-02】「情報公開及び広報広聴事業」、39ページにあります【25-04】「住民活動支援及び交通関連事業」、41ページにあります【25-06】「環境関連事業」、44ページにあります【25-10】「保健医療事業」、48ページにあります【25-24】「その他の事務事業」の14項目につきましては、他の小委員会と輻輳項目でございますが、それぞれの項目の「調整方針要約一覧」の中ほどにございます「合併協議会項目番号」欄を網掛けした項目が、当小委員会に関係する部分でございますので、この部分に関してのご確認をいただきたいと考えております。なお、これらの「合併協定項目案」につきましては、他委員会所管に関する分が現在協議中でありまして、予定稿となっておりますことをご承願いと存じます。協議事項(1)にてご確認をいただきました【14-01-01-04】「ごみ処理手数料」の項目につきましては、26ページにあります【19】「使用料、手数料等の取扱い」の中で整理させていただきました。本日、ご審議いただく合併協定項目案につきましては、【08】「地方税の取扱い」、【23-01】「保険事業の取扱い／国民健康保険事業」、【25-05】「その他の事務事業の取扱い／ごみ・し尿処理事業」の3協定項目は、項目ごとに説明させていただき、それぞれの項目ごとにご審議いただきたいと存じます。【05】「財産・基金等の取扱い」以下の14項目につきましては一括ご説明し、ご審議をお願いいたします。それでは、【08】「地方税の取扱い」から説明させていただきます。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【08】「地方税の取扱い」

草島議長：ただ今、事務局から「合併協定項目案」について説明がありました。これまで4市町で協議してきました調整方針の協議内容につきましては、資料の

「調整方針要約一覧」の中で、それぞれ要約、整理をしていただいているところがございますので、「合併協定項目案」の検討に当たりましては、主にその中からどの項目を選択して、載せていくのかということが中心になるのではないかと考えております。それでは協定項目の順番に従い、まず【08】「地方税の取扱い」について、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

森田委員： 【08】「地方税の取扱い」の「4 阿寒町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」の中に（1）「入湯税」とありますが、この意味が良く分かりません。中身を考えると入湯税は2つの方式でやっていくということでしょうか。

税務専門部会： 入湯税がかかっているところは釧路市と阿寒町ですが、それを阿寒町の入湯税に統合するという形になっております。

森田委員： 釧路市にある温泉も阿寒町の制度に統合して料金を設定するというのでしょうか。この文章でそれが理解出来ますか。現在入湯税のかかるところは1市1町ですが、新市になったら阿寒町の制度に統合するという書き方であれば話は分かりますが、もう少し住民が理解出来るような文章にならないでしょうか。

事務局： あくまでも阿寒町の現行を新市に適用するという意味合いでございますので、4市町にある制度をどこの自治体に合わせるかということも含めて統一的にこういう表現をさせていただいております。従って「3」でも記載しておりますが、「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」ということは、釧路市の制度を4市町の中に適用させていくという表現として統一していたところがございますので、その点でのご了解をいただければと思います。

森田委員： 基本的な内容になってしまい恐縮ですが、この文章を直接読みますと阿寒町が基本で釧路市は今後検討、あるいは別々に捉えるように読めるわけです。そうではない1つの体系にするということなら分かりました。

草島議長： 他にございませんか。

（「ありません。」の声）

草島議長： ただ今の【08】「地方税の取扱い」について了承するというところでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声）

草島議長： 続きまして【23-01】「保険事業の取扱い／国民健康保険事業」について説明してください。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【23-01】「保険事業の取扱い／国民健康保険事業」

草島議長： ただ今、事務局からの説明のありました【23-01】「保険事業の取扱い／国民健康保険事業」について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

草島議長： ただ今の【23-01】「保険事業の取扱い／国民健康保険事業」について了承するというのでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

草島議長： 続きまして【25-05】「その他の事務事業の取扱い／ごみ・し尿処理事業」、について説明してください。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【25-05】「その他の事務事業の取扱い／ごみ・し尿処理事業」

草島議長： ただ今、事務局からの説明のありました【25-05】「その他の事務事業の取扱い／ごみ・し尿処理事業」について、ご質問、ご意見はございませんか。

森田委員： 2の「(1) ごみ処理対象地区・収集体制・収集方法等」の委託化の問題ですが、これは努力の跡がはっきり出ていないと思います。つまり他の項目では3年や5年という期限が出ておりますが、この委託化の問題については「委託化の方向で効率的な体制を検討」ということで表現は良いと思いますが、目標がありません。何度も言っていることですが、先ほどのようなごみの単価の問題にも関わってくることでありますから、きちんとしておかないといけないと思います。その辺り委員長としての考えはいかがですか。

草島議長： 私も何度か申し上げております通り、確かに目標はここに行き着くのではないかと思います。そこに行き着くまでの手法と時間が労務職の方々の存在がありまして、これにつきましても定年が一律10年後だからそこで全員がいなくなるという形ではなくて、常に形態が継続するものですから最低限の補充もしながらその目標に向かっているわけでございます。逆に言えば、今50歳の労務職の方が後10年間で終わるからということで皆さんがその年齢で一度に退職してしまいますと仕事を成すことは不可能でございまして、その辺が非常に人を使うという部分では苦勞をしております。例えば10年な

どと目標とする数字を設定して欲しいと思っておりますが、なかなか数字目標を現時点で提示できないということでございます。出来れば私も努力目標として出していただけないかと思っておりますが、森田委員のおっしゃることはそういうことでございますので、胆に銘じて他の委員からも厳しくご指摘をいただいているところでもございますので、特に私どもは強く受け止めてお願いしたいと思います。

武藤委員：ここで私の意見を申し上げますのは適切かどうかということを考えて上での発言ですが、ごみの問題は今回我々が論議した中で一番大きな議論があった部分かと思えます。これに対して確かに具体的な数字などに対しまして私も前回申し上げましたが、これはまさに住民の生活に関わる問題なので、ここまで議論が深まったのではないかと思います。今後やはり住民の立場、行政の立場などを踏まえまして、先ほど言いました新市の協働社会を築いていく中で、私は住民自治組織というものが非常に大事なポイントになると思えます。そういうものが体制として出来上がってこないこの住民生活小委員会の考え方も変わるということが出て参ります。その辺りは特にごみの問題がそうではないかと思えます。私ほどのような組織が出来るかはこれから数ヶ月の間に決められていくことだと思いますが、ごみの問題などを見ますと、おせっかいと言われるかもしれませんが釧路市においても私は必要なのではないかという思いがあります。前回、第2回合併協議会の時に、私が質問したのはその部分でございます。市長は周りの市町の問題ということでお片付けになってそちらで議論をして下さいといった形でしたが、一応そういうことも踏まえまして、私も一市民の意見として副委員長に聞きたいのですが、そういった住民参画のための自治組織、審議会、協議会というものをごみ問題を踏まえて必要性をお感じになられているかどうか個人的にお聞きしたいと思います。

草島議長：結論から言いますと、私は釧路市内においては置く必要はないと考えている1人でございます。この件につきましては全体の流れの中で、今年の6月に新たな形での自治区の設け方というものが、国会を通りまして明らかになってきたわけですが、趣旨としましては、新市建設に当たって近隣町村の方々が不安を抱くことのないよう、そういう声を十分に受け止めていただくために地域審議会、あるいは地域自治区、合併特例区というものを設けて、住民の方々の不安を解消するための手法として新たに設けられたものですから、それを前提とするならば私は釧路市として地域審議会、地域自治区というものについては、今の段階では必要ないのではないかと考えております。その中で具体的にごみ問題につきましては、先ほど森田委員からおっしゃられましたことが非常に心に残りまして、やはり人というものは弱い者ですから見られていないと陰でそういう悪さをするという一面を持っておりまして、地域ごとでの目配り、そしてそれに伴う相乗効果で目標達成に向かっていくということは、釧路市の方としても何かそういう方法を検討する必要があるの

ではないかと個人的に受け止めております。

武藤委員： 分かりました。これはここで今議論することではないという前提で質問いたしましたので、このことにつきましては今のご意見を受け賜ったことで終わらせていただきます。

草島議長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

草島議長： ただ今の【25-05】「その他の事務事業の取扱い／ごみ・し尿処理事業」について了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

草島議長： 続きまして【05】「財産・基金等の取扱い」以下の14項目につきまして一括説明してください。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

- 【05】「財産・基金等の取扱い」
- 【14】「組織機構の取扱い」
- 【15】「行政委員会の取扱い」
- 【16】「附属機関等の取扱い」
- 【17】「一部事務組合・公社等の取扱い」
- 【18】「公共的団体等の取扱い」
- 【19】「使用料、手数料等の取扱い」
- 【20】「補助金、交付金等の取扱い」
- 【25-01】「電算システム事業」
- 【25-02】「情報公開及び広報広聴事業」
- 【25-04】「住民活動支援及び交通関連事業」
- 【25-06】「環境関連事業」
- 【25-10】「保健医療事業」
- 【25-24】「その他事務事業」

草島議長： ただ今、事務局からの説明のありました【05】「財産・基金等の取扱い」以下の14項目について、ご質問、ご意見はございませんか。

森田委員： かなり前のことなので忘れているかもしれませんが、重複していることがあればお許しいただきたいと思います。2点お聞きします。1つは広報広聴活動の問題で議会広報については年4回とありますが、広報誌についてはどのような方法で配布されるのですか。

2点目に環境衛生の問題ですが、例えば白糠町には「環境衛生会」という団体があります。この団体に対して町が補助金を出していますが、この団体は環境衛生団体と言ったような意図で位置付けられているのか、他の自治体には無いから「白糠町の場合はそれはよいことですね。」ということで終わったのか、その辺のところをお聞きします。

事務局： 広報の関係は38ページに記載がございますが、実はこれは行財政小委員会の方でご議論をいただく項目になります。ここに記載しておりますように、月1回の発行を考えていることを報告させていただきます。

2点目の白糠町における環境団体の取扱いについての整理でございます。白糠町における環境団体の概要といたしましては、町内会単位で組織されている団体でございます。町内会としても負担金を出し、白糠町としても補助金を出して活動をしている組織とお聞きいたしました。調整方針内容からいきますと、実はその該当する項目は今回審議しておりません。ただ環境保全団体におけるボランティア活動、もしくはNPO法人との中でどのように整理していくかという話題もあったのですが、どの項目に入れるということではなく、現状白糠町における環境保全団体につきましては、行政からの補助金の取扱いとの関係もございまして、それは合併時には当然引き継がれていく組織とまず整理させていただきたいと思っております。補助金の取扱いにつきましては今後事務事業の中で整理していく、または合併後に調整されていくということになっておりますので、その扱いの中でご了解をいただければと思います。

森田委員： もっと具体的な説明があれば良かったのですが、かなりの補助金が出ています。単位町内会では1戸当たり40円の負担金を出しています。更に単位町内会に1人か2人、環境衛生指導員として委嘱されまして年額11,500円の補助金が出ており、また危険な業務もあるということで保険にも入っておりますが、それを皆負担しているわけですから特殊な組織だと思います。しかしこれをNPO組織が行うべきだと言ってしまえばそれまでですが、自治活動を一生懸命やっている組織ですので、きちんと引き継いでいただきたいと思っております。

角田委員： 【18】「公共的団体等の取扱い」の、「(31)交通安全推進団体」の中で「①類似団体・共通する団体は、効率的・効果的な組織統合を各団体で調整することが望ましい」となっておりますが、これはどこが中心になるのでしょうか。各種団体で調整してくださいということなのではないでしょうか。交通安全指導員の報酬にかなりな差があり、組織統合の段階で検討しなさいということにしたとしても、交通指導員の指導方法が各市町で対応が違ってしまうので、すから一概に報酬が高いとか安いという問題ではないのではないかとということが1つ言えると思っております。これらの調整を各種団体が勝手にやりなさいということなのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

住民専門部会： 交通安全指導員の報酬につきましてお話をさせていただきたいと思います。ただ今角田委員からお話がありました通り、この報酬につきましては4市町でそれぞれ相当の開きがあります。そして活動内容についてもそれぞれ違いがございまして、調整は難しいと思います。矢野委員は全道の交通安全関係団体の会長をされ全道的にも大きな課題ということで認識されているかと存じますが、いずれにしましても類似団体が統合された時に、どの額に調整をするかは別として統一が図られるべきではないかと思っております。

類似団体の組織統合を踏まえた再編の関係ですが、交通安全団体以外にも色々な各種団体があると思いますが、同じようなことが言えると思います。基本的に交通安全の関係なら矢野会長が中心となって関係団体に呼び掛けていただき、その時に行政としてもそういう協議の中に入るような取り進めになるのではないのかと思っております。ですからあくまで行政主導ではなく、まずは各団体の方で協議の場を設けていただいて、それに対して行政も参画していくという形になるのではないかと思っております。これは他の団体についても言えることではないかと思っておりますので、事務局の方からも補足していただきたいと思います

事務局： 他の小委員会でも議論があったところがございます。全体の統一に当たってどのように進めていくのかということで、行政サイドからお願いして進んでいるケース、あくまでも団体の自主的な判断の中で統合後について議論していただくケースと様々あるかと思っております。合併協議会としての議論の方向性では、新市として組織はどうあるべきなのかということがポイントになるかと思っております。その段階ではやはり各団体、例えばこの交通安全に関する部分でいきますと、それぞれの団体と行政がある程度意見交換をする場面は必要ではないかと判断しております。このケースは行政主導、このケースは団体主導というような明確な答弁は今出来ませんが、その団体の成り立ちによっては幾多の方法を検討しながら組織統合、または新市における組織のあり方について今後議論していただくことになろうかと考えております。

矢野委員： 類似団体の統合の話は、例えば指導委員会のみならず交通安全推進委員会、安全協会、管理者協会など色々な交通安全に対する団体があるわけです。道議会で参考人として呼ばれた時に、議員の皆さんもそういった類似団体を統合してはどうか、例えば女性の方を対象にした「母の会」などといった団体もありますが、これらは全くバラバラに事業を展開しているものですから、色々と財政的な問題もあるでしょうし、活動するのも大変だからといった議論は随分前からされております。しかし中身は全く違います。今申し上げましたが、例えば交通指導委員会なら各市町村長から任命されたボランティアの方々が携わっており、しかも仕事の内容も現場の第一線の実働部隊です。それから交通安全推進委員会はどちらかと言うと行政サイドでございまして、

年間の企画や運営、その他色々な事業を立案し、それを私どもの方に流してくるというように仕事の内容が全く違います。安全協会をご承知のように警察も入りまして、また仕事の内容も違いますので統合をするということは非常に難しい面があるかと思えます。ただ最近、道から言われているのは、せめて事務局だけでも交通安全推進委員会の中に安全協会も指導委員会も入れてはどうかといった議論もされているわけですが、私どもはそうはならないということで突っぱねております。それから先ほども言いましたように、問題は報酬や日当などの統合をどのようにするのかということです。例えば釧路市の場合は全く支払っておりません。従って他の町の指導員のように1回出て1時間当たりの報酬にもとづいて支払うということになりますと、これは大変な額になります。と言いますのは人数が違います。おそらく阿寒町や白糠町は15人から20人以内だと思いますが、釧路市の場合は300人おります。その都度動員する指導員は行事にもよりますが、大体延べにして100人から150人位出すことになります。例えば港祭り、花火大会、盆踊りなどで、これに報酬を払うということになると大変なことになってしまいます。従って私どもはあくまでもボランティアということで行っておりまして、その代わり被服やその他の街頭啓発に必要な資材については面倒を見ることとしております。ですから組織そのものは別としても、そういう調整をどうするかということはこの間の委員会でお話しましたら、全道の会長である私の方で行って下さいと言われましたが、そうは言ってもなかなか難しいと思っています。いずれ合併する市町で話し合いをしなければならないと思っておりますが、その辺をもう少し後回しにしてもらわないと今私に預けられても困るといったところが率直な思いです。

小笠原 委員： ここに出ている項目と同じ位重要な項目で抜けているものがあると思えますので、それぞれのまちで大事なことが抜けていないかチェックをしていただきたいと思えます。

森 田 委 員： 統合しなさいと言われても、上部団体は統合できるかもしれませんが、下部組織としては簡単にそういうことにはならないと考えます。警察からの要請もありますし、行政からの要請、民間団体からの要請もありますので、それを統合すると言われても簡単にはいきません。目的は1つではありますが、出どころである道の窓口そのものが違うものですから、統合するとすれば相当の時間を掛けて論議しなければ難しいと思えます。報酬の問題についても然りです。

草 島 議 長： この件につきましては団体に任せるということだけでは進展しないと思えます。もう少し行政側も等しく努力が必要ではないかと思えますのでお願いしたいと思います。それと確認ですが小笠原委員が言いましたように、この項目に出ていないものは全て切り捨てられているということではなく、それぞれの市町の細かいあるいは大切な行事については、新市に引き継がれると

言うよりも、それぞれ活かされる方が大きいということを知った方が安心だと思いますが、その辺はいかがでしょう。

事務局： 一般論という形になろうかと思いますが、今ご指摘のように当然この他に
ある、あるいはこの中に本来含まれているつもりでご説明してきたもので
あっても、住民の皆様にはなかなか見えにくかったといったことなどがたく
さんあるかと思えます。それらにつきましては住民説明を出来るだけ丁寧
にしていく中で、そのことをお伝えしたいということと、また住民の皆さん
からのご指摘については、十分応えていけるような事務事業の一元化の調整
を行っていきたいと考えております。

草島議長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

草島議長： ただ今説明のありました【05】「財産・基金等の取扱い」以下の14項目つ
いて了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

草島議長： ただ今、事務局から提案のありました協議事項「2」の「合併協定項目案
の検討について」終了させていただきます。

3. 次回小委員会の開催について

草島議長： 続きまして、会議次第(2)「次回開催日程について」事務局から説明を願
います。

事務局： 会議資料3ページにございます。次回の開催日程でございますが、実は本
日ご提案し、ご承認いただきましたことにより住民生活小委員会に係る課題
の協議が終了したところでございます。従いまして、今後住民生活小委員会
に諮る案件が出てきた場合には、委員長、副委員長と相談させていただいて、
改めて委員の皆様にご連絡したいと思います。そのため今回は未定というこ
とで捉えていただければと思います。

草島議長： そのようになっておりますので、ご了解をいただきたいと思えます。

それでは、会議次第(3)「その他」となりますが、事務局から何かありま
すか。

事務局： ございません。

草 島 議 長： それでは、委員の皆さんから何かございますか。

松 岡 委 員： 第 1 回目の会議の時に申し上げたのですが、補助金等に関わることで阿寒町の補助制度が大きく変わりました。そのことを是非参考にして新市の建設に役立つものであれば役立てていただきたいというお願いをしておりましたが、それらに関して検討されたのかどうか、またどういった取り扱いをされたのかお聞きします。

草 島 議 長： 9 月 1 日に補助金の見直しをされたということですから、具体的にそれに伴って当委員会で影響の受ける補助金の項目等について検討されたのでしょうか。

事 務 局： 補助金についての具体的な検討はしておりませんが、基本的に現行の補助金を合併時に受け継ぐ形の中で、その後新市の中で順次調整していきたいという方向性をもっておりましたので、ご指摘の点につきまして今お答えできる具体的な議論はされておられません。

松 岡 委 員： 阿寒町の新しく出来た条例に関して内容の検討もされていないということですね。

事 務 局： はい。

松 岡 委 員： 了解しました。

草 島 議 長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

4 . 閉 会

草 島 議 長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきまして全て終了いたしましたので、第 3 回住民生活小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後 3 時 4 4 分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会住民生活小委員会 副委員長（議長） 草 島 守 之

釧路地域4市町合併協議会住民生活小委員会 委 員 角 田 精

釧路地域4市町合併協議会住民生活小委員会 委 員 荻 原 秀 一